

第六十五回帝國議會 衆議院 製鐵所特別會計法廢止法律案委員會會議錄(速記)第七回

會議

昭和九年三月三日(土曜日)午前十一時四十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 加藤鐵五郎君

理事橫川 重次君 理事濱野徹太郎君

玉置吉之丞君

田尻 生五君

田中 貢君

高橋壽太郎君

同月一日委員本田彌市郎君辭任ニ付其ノ補關トシテ田中貢君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

商工政務次官 岩切 重雄君

商工參與官 松村 光三君

商工書記官 新倉 利廣君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

製鐵所特別會計法廢止法律案(政府提出)

○加藤委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、前

回ニ大體質問ハ終了致シマシタガ、尙ホ此場合極ク簡單ナ重要ナ質問デゴザイマシタラバ、御質問願ヒマシテモ宜シウゴザイマス——アリマセヌカ

(「アリマセヌ」ト呼フ者アリ)

○加藤委員長 然ラバ質問ハ終了シタモノ

ト認メマシテ、是カラ討論ニ入りマス——
松村參與官

○松村政府委員 過日田尻君ノ質問ニ對シ

マシテ、私ハ最後ニ於テ御答ヲ申シマシタ

時ニ、中村繼男君ガ出シマシタル所ノ數字

ハ、荒唐無稽ノ採ルニ足ラザル數字デア

ト云フコトヲ申シテ居リマス、其趣旨ハ、

大臣ガ既ニ答ヘタト同ジク、出所不明ノ出

鱈目ノ數字ト云フ趣旨デアリマスカラ、用

語ノ點ニ於テ、若シ遺憾ノ點ガアッテハイカ

スト思ヒマシテ、大臣ガ答ヘラレマシタ通

リデアルト云フコトヲ、此機會ニ於テ訂正

致シテ置キタイト思ヒマス

○橫川委員 本員ハ政友會側ヲ代表シテ本

案ニ對スル贊成ノ意味ノ意見ヲ簡單ニ陳述

シタイト思ヒマス、本案ハ去ル議會ニ於キマ

シテ通過致シマシタル所ノ日本製鐵株式會

社法ニ依リマシテ、製鐵所ノ合同ヲ本年一月

二十九日ニ於テ遂ゲマシタル結果ト致シマ

シテ、當然製鐵所特別會計法廢止ト云フコ

トガ起ツトデアリマシテ、此法案ニ對シマ

シテハ、當然自然ノ結果トシテ贊成スル

外ナイノデアリマスルガ、唯本案審議ニ當

リマシテ、本委員會ハ主トシテ——本議會

ニ於キマシテ貴衆兩院ノ製鐵合同ニ關シマ

シテノ、御當局ノ執リマシタル處置ノ適否

ニ付キマシテ種々ナル論議ガ行ハレ、又坊

間ニ於キマシテモ、種々ナルソレ等ノ經過

ニ於キマシテノ疑惑モ論議サレテ居リマス

ノデ、其點ニ最モ重點ヲ置キマシテ、其疑

惑ヲ闡明致サントスル意思ニ於キマシテ、

同僚各委員ヨリ政府ヨリノ周密ナル參考資

料ノ提出ヲ求メマシテ、之ニ基イテ論議シ

タノデアリマス、大體疑問ノ要點ハ、合

同會社ノ財産評價ノ査定價額ト云フモノ

ガ、昨年議會ニ於キマシテ政府ガ説明致シ

マシタル額ヨリモ、四千何ガシト云フ増加

ヲ見テ居リマス點ト、又先年議會ニ於キ

マシテ、政府ガ査定標準ニ付キマシテノ評

價式ニ付キマシテ説明致サレマシタル數字

ト、稍、異ッテ居リマス點ガアリマスルノデ、

其因果關係ニ付キマシテノ質問ガ多カッタ

ノデアリマス、然ルニ其評價額ノ殖エマシ

タル點ハ、主トシテ經濟情勢ノ推移ニ依ッ

テ起リマシタルコトガ最大ノ原因デアリマ

付託議案
製鐵所特別會計法廢止法律案(政府提出)
中央卸賣市場法中改正法律案(藤田若水君外二名提出)
輸出組合法中改正法律案(政府提出)

シマシタル結果、斯様ナ増加ヲ來シタノデ

アリマス、而シテ其算定ノ評價式ニ於テ、

前議會ニ於キマスル説明ト違ッテ居リマス

ルコトハ、寧ロ直接ノ結果ハナイノデアリ

マシテ、此經濟情勢ニ順應セシムル爲ニ、

斯様ナ變更、即チ複成式ト稼高式トノ複合

ノ形式ヲ變ヘマシタル點ト、收益率ノ還元

率ヲ六分カラ七分ニ變ヘマシタル點ハ、寧

ロ此經濟的情勢ニ依リマシテ、評價額ガ増

加スルコトヲ防止シタ動機ニ出テ居ルノデ

アリマシテ、寧ロ却テ先年説明ヲ致シマシ

タル評價式ニ依リマスルナラバ、評價額ハ

寧ロ増加スル結果ニ相成ルノデアリマス、

斯様ナ見地カラ申シマスルナラバ、寧ロ評

價率ノ變更ト云フコトハ、此經濟情勢ニ當

然順應致シマシテノ必要ナル變更デアッタ

コトニ思ヒマシテ、其點ハ吾々トシテハ能

ク諒承シタノデアリマス、又絶對的ノ固定

設備ニ對シマスル所ノ、適當リノ設備費ト

云フモノガ、前ノ議會ニ於キマシテ答辯致

シマシタル六十一圓乃至六十二圓ノ見當ニ

存スルト云フコトニ付キマシテハ、是亦政

ナイノデアリマスルガ故ニ、全體ニ於キマシテ先ヅ適當デアッタト云フコトヲ、吾々ハ此質問應答ノ結果ニ依ッテ承認ヲシタノデアリマス、斯様ナ見地カラ致シマシテ、吾

吾ハ本案ニ賛成致シマシテ、本委員會ガ世間ノ疑惑ヲ解キ、本會議ニ於キマスル質疑ニ對シマシテ、適當適切ナル所ノ答案ヲ與ヘルコトガ出來マスルコトヲ期待スルノデアリマス、右様ノ意味ニ於テ賛成致ス者デアリマス

○濱野委員 私ハ此際討論ヲ省略致シマシテ、政府提出ノ原案ニ賛成致シマス

○高橋委員 私モ原案ニ賛成致シマス、但シ日本製鐵株式會社法ノ第一條ニ示シテアル、本邦ニ於ケル製鐵事業ノ確立ト云フ點ニ付キマシテハ、尙ホ念ヲ押シテ置カナケレバナラス點モアルト考ヘマス、即チ平

戰兩時ニ互ッテ日本ノ製鐵事業ヲ確立スル爲ニハ、内地ニ於ケル資源ヲ開發スルト云フコトモ極メテ緊要デアル、其事ガ國防上

又重大ナルコトデアッテ、我國ニ於ケル産業ノ開發、或ハ重工業ノ樹立、サウ云フヤウナ點ニ好影響ヲ及ボスコトデアリマスカ

ラ、此點ニ對スル希望ヲ附加ヘタイト思ヒマス、何レ本會議ニ於テ其事ヲ申述ベタイト思ヒマス

○加藤委員長 然ラバ採決致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ御起立ヲ求メマス
〔賛成者 起立〕

○加藤委員長 議員起立、本案ハ滿場一致可決確定サレマシタ、本日ハ是ニテ散會致シマス、次會ハ公報ヲ以テ御知ラセ致シマス

午前十二時散會